

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
布施北高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 821"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>鹿児島県及び宮崎県</td> <td>令和4年10月4日から同月5日まで</td> <td>(注) 780円</td> <td>令和4年12月6日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鹿児島県及び宮崎県</td> <td>令和4年10月4日から同月5日まで</td> <td>(注) 780円</td> <td>令和4年12月6日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 旅費支給額は自宅から新大阪駅までの往復交通費 新大阪駅から目的地までの往復の旅費(宿泊料を含む。)は別途支出</p>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日	B	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日													
A	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日													
B	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月26日)